

11. 日露関係の新時代

1. 中ソ対立・米ソ対立の中で

- 1964年7月10日 毛沢東主席、日本の北方領土返還要求を支持すると表明
 9月2日 『ブラウダ』の反論
 9月15日 フルシチョフ・ソ連邦共産党第1書記・首相、日本議員団に対し、毛沢東発言を批判したあと、歯舞・色丹を日本に引き渡せば米軍基地ができるであろう、米国が沖縄を返還するなら、歯舞・色丹の引き渡しに応じてよい、と発言
 米国國務次官補、歯舞・色丹返還後、そこに軍事基地をつくるつもりはないと言明
 10月2日 モスクワ放送、米軍の駐留が歯舞・色丹を引き渡せない原因の1つと説明

2. 日中接近の影響

- 1971年6月 沖縄返還決定
 7月 キッシンジャー米国大統領補佐官、訪中
 1972年1月23日 グロムイコ・ソ連外相訪日。
 1月27(28?)日 グロムイコ佐藤会談。グロムイコ外相、1956年の日ソ共同宣言に言及するも、日本側の佐藤首相は4島に固執し、ソ連側提案に反応せず
 9月29日 田中首相訪中、日中共同声明に調印し、日中国交樹立
 1973年10月10日 田中首相訪ソ、日ソ共同声明に調印

日ソ共同声明（1973年10月10日）（抜粋）¹

一 双方は、第二次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は、一九七四年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。



「未解決の諸問題」に領土問題が含まれるのか否か

- 1975年9月 三木武夫首相のブレーン、平沢和重、2島返還、2党凍結論を述べるも、厳しい批判を浴びる。
 1979年 ソ連軍、アフガニスタン侵攻→米ソ関係悪化、西側諸国モスクワ・オリンピック・ボイコット
 1981年 鈴木善幸首相、2月7日を「北方領土の日」と設定。
 1983年5月31日 政治局会議、米国による「パーシング2」ミサイル、巡航ミサイルの欧州配備に対する対応策を協議する中で、対日譲歩が議論される
 アンドロポフ書記長ニ共同開発
 グロムイコ外相ニ歯舞・色丹の返還

3. 日ソ関係の新展開

- 1985年3月 ゴルバチョフ、書記長に就任
 7月 グルジア共産党第1書記シェヴァルナツェ、外相に就任
 1986年1月 シェヴァルナツェ外相、訪日
 5月 安倍外相、訪ソ。ゴルバチョフ訪日招請。文化交流協定調印。北方墓参11年ぶりに再開

¹ 外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』（1992年版）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf> [2013年7月5日アクセス]）

- 6月 知日派のソロヴィヨフ駐日大使着任
- 9月 中曽根康弘首相のブレーン・三好修、『自由新報』9月2日号に、「齒舞・色丹無条件引き渡し交渉を」発表
- 11月 和田春樹（東大教授）『世界』86年12月号論文＝2島返還論。中嶋嶺雄（東大教授）『現代』86年12月号論文＝2島+継続協議案。
- 1987年1月 伊藤憲一（青学大教授・前外務省）『諸君』87年2月号論文で和田を批判し、千島はウルップ以北の18島と主張
 - 「千島」の範囲についての研究の深化につながる
 - 和田『世界』87年5月号論文
 - 村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』（三一書房、1987年）
- 4月 東芝事件（ココム＝共産圏輸出規制違反により東芝を摘発）
- 8月 ソ連政府、駐ソ日本大使館防衛駐在官と三菱商事モスクワ駐在事務所次長の国外退去要求

4. 新思考（ソ連側の変化）

- 1988年2月 世界経済国際関係研究所所長プリマコフ、『読売新聞』のインタビューで、領土問題に言及し、「尖閣列島方式」（領土問題を棚上げして平和条約を締結）を示唆
- 5月 外交評論家ムレーチン、『ノーヴォエ・ヴレーミャ（新時代）』誌第20号論文で、領土問題の袋小路から抜け出すための日ソ双方の学者・市民の協力を呼びかける
- 7月 ソ連外務省誌『国際事情』7月号で、太平洋・東南アジア局長ルキーンは従来の「秘密主義」を批判、極東研究所日本部長ペトロフは日ソ間の「敵」イメージ払拭を主張、東洋学研究所日本部長サルキソフは日本に対するソ連側のステレオタイプの再検討を要請
- 7月22日 中曽根前首相訪ソ、ゴルバチョフと会談。ソ連側、領土問題の存在を認める
- 7月末 東京のシンポジウムで、世界経済国際関係研究所日本政治社会部長クナツェ、「相互に受け入れ可能な解決策の探求」を主張
- 9月16日 ゴルバチョフ、クラスノヤルスク演説で、日本の非軍事的発展を肯定的に評価（→日米安保条約を非難しない方向へ）

5. 平和条約準備交渉の開始

- 1988年12月13日 シェヴァルナツェ外相、武藤駐ソ大使と会談。日本側に新思考外交を求める
- 12月18日 シェヴァルナツェ外相、来日。平和条約作業グループの設置で合意
- 1989年1月2日 『イズヴェスチヤ』、佐瀬昌盛防衛大学校教授の4島一括返還論を掲載
 - 1月 ソ連外務省誌『国際事情』1月号、外務省日本担当者のプロホロフ、シェフチュークによる日本側首長への全面的批判を掲載
 - 1月30日 東郷和彦外務省欧亜局ソ連課長、経団連の講演で「拡大均衡」論を提示
 - 3月1日 『イズヴェスチヤ』、竹下首相の寄稿を掲載
 - 3月 東京で平和条約作業グループ第1回会合。ログャョフ外務次官は「尖閣列島方式」を提示
 - 4月 栗山尚一外務審議官、『外交フォーラム』4月号で、ソ連の北方領土不法占拠論を展開
 - 4月24日 『イズヴェスチヤ』、ログャョフ外務次官の栗山への反論を掲載
 - 4月30日 宇野外相訪ソ、平和条約作業グループ第2回会合。宇野外相、外相会談で「拡大均衡」論を提示

①墓参、②漁業安全操業、③人的交流、④首脳相互訪問

1990年1月 安倍外相訪ソ。8項目提案

①経済協力、②生産性向上のための協力とミッションの派遣、専門家受け入れ、大型見本市、技術展の相互開催、③ソ連青年1000人の日本招待、④ソ連における日本語教育普及への援助、⑤学术交流の推進、⑥日本文化週間の開催、⑦漁業分野における民間協力の推進、⑧北方領土旧島民の墓参

エリツィン・ソ連人民代議員来日。5段階解決案を提示

①ソ連が領土問題の存在を公式に認める。②4島を自由企業活動区とする。③非軍事化。④平和条約調印。ここまでに15～20年かける。⑤新しい世代の両国の政治家が日ソ共同管理、自由な地位を持つ自立、日本への引き渡ししの3案をもとに、領土問題の最終解決をはかる

12月20日 シェヴァルナツェ外相辞任

1991年4月 ゴルバチョフ訪日（1891年の皇太子ニコライの訪日以来100年ぶりの国家元首級人物の訪日）。海部・ゴルバチョフ会談の結果、領土問題の存在の承認、ビザなし渡航の開始を含む共同声明に調印。日本側は金融支援をせずの方針。

日ソ共同声明（1991年4月18日）（抜粋）²

一 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、日本国政府の招待により、一九九一年四月十六日から十九日まで日本国を公式訪問した。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領には、ア・ア・ベスマルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣その他の政府関係者が同行した。

二 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領夫妻は、四月十六日、皇居にて天皇、皇后両陛下と会見した。

三 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と、平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題及び相互に関心を有する主要な国際問題について率直かつ建設的な話し合いを行った。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣に対し、ソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問するよう招待し、この招待は、謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

四 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配備されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とる旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した一九五六年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に、日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣、互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済、科学技術及び政治の分野での並びに社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的であると認められた。

² 注1に同じ。

- 7月 ロンドン・サミットで対ソ金融支援を決定
- 8月19～21日 8月クーデター。ソ連共産党活動停止。ゴルバチョフ政権弱体化。
- 9月9日 ハズブラートフ・ロシア共和国最高会議議長代行来日し「法と正義に基づく」北方領土問題の解決を提案
- 12月31日 ゴルバチョフ大統領辞任。ソ連邦の崩壊

6. エリツィン対日外交の始動

1991年11月16日 ロシア共和国大統領「ロシア国民への手紙」

- ①近い将来、日本とのあいだの戦後処理問題を解決しなければならない
- ②日露平和条約がないために両国関係が事実上凍結している状態は許し難い
- ③国境画定問題処理にあたっては南クリル住民の利益と尊厳を強く守ることが重要

エリツィン・ロシア大統領のロシア国民への手紙 (1991年)³

親愛なる祖国民へ

南クリル諸島の運命に対する憂慮を表明した貴方がたの手紙を受け取り、ロシア連邦の立場を説明することが私の義務であると考えます。

私は、今の世代のロシア人には、以前の我が国の指導者が行った政治的な冒険に対する責任はないとの点につき、貴方がたに全く同意します。同時に、新しいロシアの指導部が負う無条件の義務は、今日なおロシアと国際社会との正常な相互関係の発展の障害となっている、過去の政治から踏襲されてきた問題の解決方法を探求することにあります。国際社会の一員としての民主主義的なロシアの将来及びその国際的な權威は、結局のところ、困難な過去の遺産をいかに早く我々が克服し、国際社会の規範を受け入れることが出来るか、すなわち、合法性、正義、国際法の諸原則の無条件の遵守というものを自らの政策の規範となし得るか、ということに多くかかっているのです。

近い将来において我々が解決しなければならない問題の一つに、日本との関係における最終的な戦後処理の達成があります。私は、ロシア人の利益の観点からみて、日本との間に平和条約がないために両国関係が事実上凍結しているという状態に今後とも甘んじていくということは、許し難いことであると確信しています。

周知のとおり、この条約締結への主な障害として、ロシアと日本との間の境界確定問題が提起されています。この問題は、長い歴史を有していますが、最近、ロシア国民の幅広い注意と様々な感情がこの問題に集まって来ています。我々は、この問題に対する自らのアプローチにおいて、正義と人道主義に則りつつ、南クリルの住民をはじめとするロシア人の利益と尊厳を強く守っていくつもりです。私は、貴方がたに対し、南クリルの住民の誰一人の将来も壊さないようにすることを確約します。歴史的に積み重ねられて来た現実を考慮し、その社会・経済及び財産上の利益が十分に確保されるでしょう。

日本との間でいかなる合意が行われる場合も、その出発点となる原則は、我々の単一かつ不可分の偉大な祖国の幸福に対する配慮であります。私は、我が国の歴史上初めて民主的に選ばれた大統領として、貴方がたに対し、ロシアの世論が、自国の政府の意図や計画についての情報を適時に、かつ十分に与えられることを確約します。

貴方がたの理解と支持を衷心より期待しています。

B・エリツィン

1992年2月 エリツィン大統領親書

日本を「共通の人間の価値によって結びついたパートナーかつ潜在的同盟国」とみなし、「法と正義の原則」に基づき「領土確定を含む平和条約締結問題の解決を引き続き共同で探求していく決意」を表明
→渡辺外相、4島一括同時返還を修正し、4島における日本の潜在主権を認めれば返還時期や態様については柔軟に対処するとの姿勢を示す

3月21日 コーゾィレフ外相訪日、平和条約を締結し、歯舞、色丹を引き渡し、国後・択捉に

³ 注1に同じ。

- については継続協議との提案を非公式に行う？
- 7月28日 ロシア連邦最高ソヴィエト非公開公聴会
軍代表、サハリン代表ら、南クリル割譲に反対
- 7月末 エリツィン訪日準備特別委員会提言
① 歯舞、色丹の2島返還を大統領訪日時に確約
② 国後、択捉については、2年間かけて協議
③ 協議期間内に解決しなかった場合には国際司法裁判所に付託
- 1993年10月11-13日 エリツィン大統領訪日
- 10月12日 第1回細川・エリツィン会談
エリツィン大統領は、北方領土問題の存在を認め、いつか解決されなければならない問題としたが、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本へ引き渡すことを約束した1956年の日ソ共同宣言については、間接的に確認するにとどまる
昼食会、天皇主催晩餐会等で、再三にわたりシベリア抑留日本人捕虜に対する非人道的行為につき謝罪
- 10月13日 第2回細川・エリツィン会談後、「東京宣言」、「経済宣言」調印
共同記者会見でエリツィン大統領は、日本側が政経分離を行なったことで日ロ関係正常化の見通しが立ったと指摘
「東京宣言」
① 双方は北方4島の帰属につき真剣に交渉を行ったこと
② 双方が領土問題を両国合意の上で作成された諸文書および法と正義に基づいて解決し、平和条約を早期に締結するよう交渉を継続すること
③ 日ソ間のすべての条約その他の国際約束は引き続き日露両国に適用されること
「経済宣言」
① 貿易経済分野での関係を均衡をとりつつ発展させること
② 燃料・エネルギー、鉄鋼及び非鉄金属、木材、紙パルプ、運輸・通信、銀行制度、原子力発電所の安全確保、軍民転換、宇宙平和利用等での協力

日露関係に関する東京宣言（1993年10月13日）⁴

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、
冷戦の終焉により、地球的及び地域的レベルにおいて並びに諸国家間の二国間関係において、世界が対立構造から、国際協力の発展に対して新たな展望を開く協力へと向かいつつあり、このことは、日露二国間関係の完全な正常化にとり好ましい前提を作り出しているとの認識に基づき、
日本国及びロシア連邦が、自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値を共有することを宣言し、
市場経済及び自由貿易の促進が両国経済の繁栄及び世界経済全体の健全な発展に寄与するものであることを想起し、
ロシア連邦において推進されている改革の成功が、新しい世界の政治経済秩序の構築にとって決定的な重要性を有するものであることを確信し、
国連憲章の目的及び原則の尊重の上に両国関係を築くことの重要性を確認し、
両国が、全体主義の遺産を克服し、新たな国際秩序の構築のために及び二国間関係の完全な正常化のために国際協力の精神に基づき協力していくべきことを決意して、
以下を宣言する。

1 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、ロシア連邦で行われている民主的変革と経済改革が、同国の国民のみならず世界全体にとって極めて重要な意義を有しているとの認識を共有するとともに、同国が真の市場経済への移行に成功し、民主的な国際社会に円滑に統合されることが、世界の安定を強化し、新しい国際秩序の形成過程を不可逆的なものとする上で、不可欠の要因であるとの見解を有する。

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならない

⁴ 外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』（2001年版）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/2001.pdf> [2013年7月5日アクセス]）

ないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして千九百九十二年九月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

3 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、政治対話の拡大が日露関係の増進にとって有益かつ効果的な方途であることを確信し、最高首脳レベル、外務大臣レベル及び外務次官級レベルでの定期的な相互訪問による政治対話を継続し、深化させ、発展させることに同意する。

4 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、自由と開放性という共通の原則の下に、アジア・太平洋地域が二十一世紀の世界において発揮するであろうダイナミックな発展の可能性につき共通の認識を有する。双方は、ロシア連邦が法と正義の原則を実践することにより、この地域において積極的かつ建設的なパートナーとなり、地域諸国間の政治・経済関係の発展に一層貢献していくことの意義を確認するとともに、このことを実現するためには、この地域において重要な役割を果たしている日本国とロシア連邦の関係の完全な正常化が、この地域を平和で安定した地域とすること及びロシア連邦を含むすべての国々及び地域に開放された自由貿易体制を基礎とする経済面での協力の促進の場とすることとの関連で、本質的な重要性を有するとの認識を共有する。

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、アジア・太平洋地域における平和と安定を進展させる必要性についての共通の認識に立脚しつつ、安全保障面を含む広範な諸問題についての両国政府当局間の対話の重要性を確認し、このような交流を一層活発化させることに同意する。

5 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、軍備管理・軍縮の分野でこれまで達成された成果を歓迎し、その誠実な実施の必要性を確認するとともに、このようなプロセスを一層促進し、不可逆的なものとするのが重要であるとの認識を共有する。

双方は、核兵器の解体並びにそれに伴う核物質の貯蔵、管理及び処理の問題が世界全体の安全保障にとり有する重要性についての認識を共有するとともに、これらの分野において協力する意向を確認する。双方は、また、放射性廃棄物の海洋投棄が、世界的規模において、就中、周辺諸国の環境に与える影響の見地から、深刻な懸念を呼び起こすものであることを確認するとともに、この問題につき更に検討するため、日露合同作業部会を通じて緊密に協議していくことに同意する。

双方は、千九百九十三年一月パリにおいて化学兵器の禁止に関する条約が署名されたことを歓迎し、右条約が可能な限り多数の国の参加を得て世界の平和と安定に寄与することへの期待を表明する。双方は、また、大量破壊兵器及びこれらの運搬手段並びに関連資機材、技術及び知識の不拡散を実効的に確保するため、及び通常兵器の移転に係る透明性の向上を促進するため、密接に協力していくことに同意する。

6 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、国際連合が、変化する国際情勢に適合しつつ新たな世界平和の維持と創造のために中心的役割を果たし得るよう、その機能、組織の在り方を含めた議論が国際連合において重ねられていることに注目するとともに、グローバルな及び地域的諸問題の解決に向けた国際連合の努力に対する両国の貢献を活性化し、もって国際連合の権威を一層高めるよう共通の努力を払うことに同意する。

千九百九十三年十月十三日に東京で
日本国総理大臣 細川護熙
ロシア連邦大統領 B. N. エリツィン



その後、日露関係に目立った進展なし

1994年11月27日～12月1日、ソスコベツ・ロシア連邦政府第1副議長訪日

1995年3月2日、コーズィレフ外相訪日

1996年11月14日、プリマコフ外相訪日し、北方4島共同開発を提案→日本側沈黙

7. 日露関係のドラスティックな変化

1997年7月24日 橋本首相「経済同友会演説」

- ①「ユーラシア外交」
- ②日露関係における「3原則」
「信頼」・「相互利益」・「長期的な視点」

11月1-2日 第1回橋本・エリツィン非公式会談（クラスノヤルスク・サミット）

エリツィン「2000年までに（κ）平和条約を締結するよう全力を尽くす」と発言
「橋本・エリツィン・プラン」

- ①ロシア極東・シベリアのエネルギー開発協カ→「サハリン・プロジェクト」
- ②日露投資保護協定締結交渉開始
- ③ロシアのアジア太平洋経済協定会議（APEC）・世界貿易機関（WTO）加盟支持
→ロシア、アセアン地域フォーラム ARF と APEC に加盟
- ④ロシア極東輸送システム整備・シベリア鉄道近代化支援
- ⑤原子力平和利用強カ
- ⑥ロシア企業経営者養成支援

会談の意義

- ①領土返還論から国境画定論への転換→ロシアにも受け入れ可能
- ②ロシアの施政権の承認＝「不法占拠」論の撤回

1998年4月18-19日 第2回橋本・エリツィン非公式会談（川奈サミット）

①ロシア側から平和条約から平和友好協力条約への名称変更を提案。橋本総理は受け入れ。

平和条約は、一般に、①戦争終結宣言、②国交正常化、③国境画定、からなるが、①と②は、1956年の「日ソ共同宣言」で達成されているので、結局、③だけが条約の内容となり、領土返還ないし国境画定問題が解決しないと締結できない。そこで、ロシア側としては、経済、安全保障、文化など多面的な2国間関係の発展に寄与する条約とし、場合によっては、領土問題抜きに締結することも想定して、条約名を変更

②平和友好協力条約の内容に領土の帰属問題を含むことに合意。橋本首相が提案し、エリツィン大統領が受け入れ

11月13日 小淵・エリツィン会談「モスクワ宣言」

- ①ロシア側、橋本秘密提案を拒否し、「平和友好協力条約」を逆提案
- ②「橋本・エリツィン・プラン」の確認
- ③南クリルの共同開発に関する委員会発足
- ④日露投資協定調印

8. 停滞

8.1. クラスノヤルスク・サミット「2000年までに締結するよう全力を尽くす」の意味

日本外務省を焦らせる高等戦術か？

→「モスクワ宣言」（1998年11月13日）の際のロシア側による「中間的条約」の提案

これが橋本「秘密」提案への対案

8.2. 日本の外務省とマスコミのミス・リード

①エリツィン大統領個人および周辺の人物にのみ依存

クラスノヤルスクと川奈でのサミットにロシア外務省高官は不参加

ロシア側は当初から「2000年」発言にはシニカルで悲観的な対応

②日本側は、ロシア側の公式発言を楽観的かつ都合よく解釈しすぎ

8.3. エリツィンの突然の辞任

1999年12月15日、エリツィンは「来春訪日」を約束。その2週間後に辞任

9. プーチン政権下の日露関係

- 2000年4月29日 森・プーチン非公式会談
7月23日 九州・沖縄サミットでプーチン訪日
9月3-5日 プーチン訪日
- 2001年3月24-25日 森・プーチン非公式会談（イルクーツク・サミット）
①1956年「日ソ共同宣言」、1993年「東京宣言」、1998年「モスクワ宣言」を確認
②森首相は、平和条約締結と同時に歯舞・色丹を返還し、国後・択捉の帰属を協議する「同時並行協議」を提案
- 2003年1月10日 小泉訪露、「日露行動計画」調印
①日露政治対話の深化
②平和条約交渉の加速化
③国際舞台における日露協力の強化
④貿易経済分野における協力推進
⑤防衛・治安分野における関係の発展
⑥文化・民間交流の進展
- 5月30日 小泉訪露（ペテルブルク建都300周年）
2005年5月7日 小泉訪露（対独戦勝記念50周年）
11月20-22日 プーチン訪日。12実務文書に調印。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_05/j_russia_gai.html



その後は、ロシアにとって対日外交関係改善の優先順位が低いため、対話が継続されているだけで平和条約交渉に見るべき進展はない。

他方、日露の経済関係は飛躍的に発展しており、防衛交流（共同訓練を含む）、青年交流、文化交流等の日露政府間交流も多様化し活発となっているが、平和条約締結の目処はたっていない。

また、マスコミや国民意識のレベルでは対露感情は好転しておらず、ロシア国民の日本に対する好感と、日本国民のロシアに対する不信感というアンバランスな状態が継続している。